

愛荘町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 1 月
(令和 4 年 2 月改訂)

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省および警察庁の 3 省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国の自治体に要請がありました。

これを受けて、愛荘町では、平成 24 年 6 月に町内小中学校および関係機関と連携して緊急合同点検を行い、引き続き、通学路における危険個所の対策を図るために、平成 27 年 1 月に「愛荘町通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路における交通安全の確保に向けた着実な取組を進めているところです。

今後も、本プログラムに基づき、関係機関との密接な連携により、子どもたちの登下校時における交通安全の確保に取り組めます。

2 推進体制の構築

本プログラムに基づく通学路の安全対策については、その内容が多岐にわたるため、関係機関の連携を図ることを目的に、以下のメンバーで推進体制を構築します。

区分	機関・組織	主な役割（対策）
学校関係者	愛荘町立小中学校 おうみ通学路交通アドバイザー	児童生徒への指導・教育，見守り活動，通学路の変更 等
	愛荘町教育委員会事務局教育振興課	構成機関との連絡調整 等
道路管理者	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所 滋賀県湖東土木事務所 道路計画課 愛荘町建設・下水道課	所管道路における道路維持管理，道路拡幅，歩道設置，防護柵設置，路側帯（グリーンベルト）整備等
交通管理者	東近江警察署 交通課	交通指導，取締り，横断歩道，信号設置，交通規制，交通安全教室の実施等
交通安全対策主管課	愛荘町くらし安全環境課	交通安全思想の普及・啓発，地域交通安全の推進

3 合同点検の実施方針

(1) 合同点検の対象

ア 対象校

町立小中学校6校

イ 対象箇所

通学路および将来的に通学路となることが明確な道路

(2) 合同点検の実施時期

基本的に1年に1回の実施とします。ただし、これまでの合同点検結果の蓄積を活用できる場合は、新たな合同点検を行わない等、実情に踏まえた対応を行うこととします。

◆年間スケジュール

項目	時期	内容	実施主体
危険箇所の把握	4月	危険箇所のリストアップを依頼。	教育委員会
		学校は、PTA やおうみ通学路交通アドバイザー等の	各小中学校
	5月 6月	協力を得ながら危険箇所のリストアップを行い、教育委員会へ報告。	
合同点検の実施・対策案の検討	7月	とりまとめた危険箇所を推進体制へ報告を行い、合同点検箇所を決定。	推進体制
	8・9月	合同点検を実施し、合同点検対策案を検討。	推進体制
	10月	対策案をまとめ、関係者へ共有。	教育委員会
対策の実施	10月～	対策の実施。	各機関
対策効果の把握・検証	3月	各機関は対策実施済箇所・対策実施予定を教育委員会へ報告し、教育委員会は学校へ情報共有の他、ホームページで公表を行う。	各機関
		学校は、対策済箇所の効果を把握し、追加等の改善要望があれば、次年度の危険箇所リストに含めて報告。	学校
対策の改善・充実	3月～		

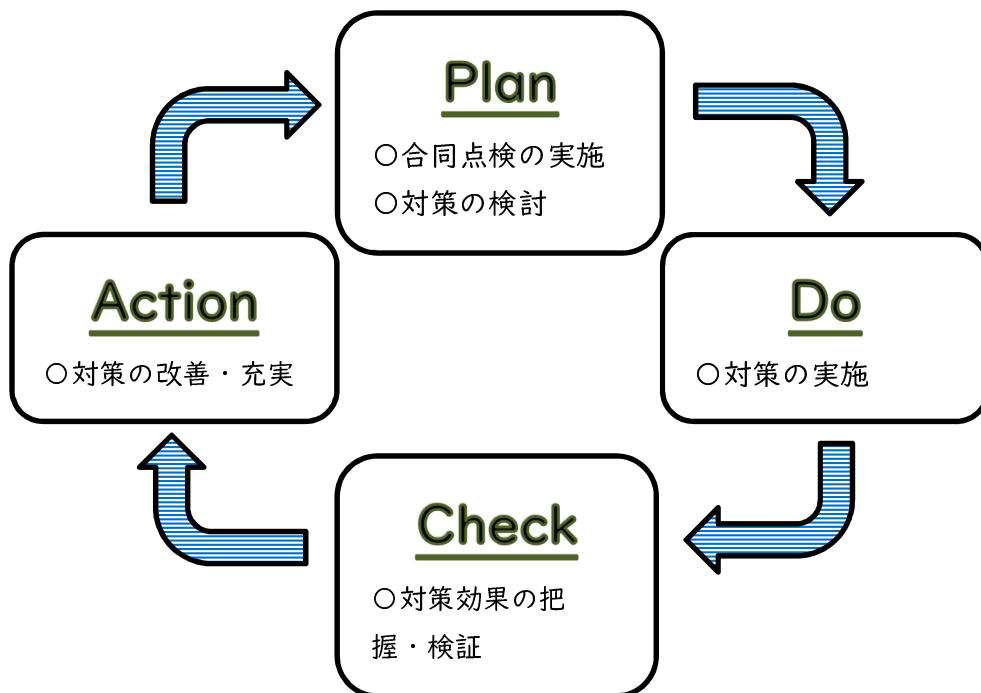
(3) 合同点検の実施体制

本プログラムの推進体制で合同点検を実施します。

(4) 合同点検の実施方法

通学路における安全性の向上を継続的に図っていく必要があるため、以下のPDCAサイクルを基本的な考え方として定め、点検や対策の検討・実施を進めるとともに、対策効果の把握や対策の改善・充実を図ります。

◆通学路安全確保のためのPDCAサイクル



4 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施内容

(1) 合同点検の実施・対策の検討 (Plan)

ア 学校による危険箇所のリストアップ

学校は、在校児童から得られた情報を活用するとともに、保護者やスクールガード等の見守り活動者やおうみ通学路交通アドバイザー、自治会等の協力を得て、通学路の調査・点検を行い、次の視点を踏まえて危険箇所をリストアップし、教育委員会に報告します。

【視点1】危険・要注意箇所があるか
<ul style="list-style-type: none"> ・道路が狭くないか ・見通しが悪くないか ・人通りが少なくないか ・人が身を隠しやすい場所が近くにないか ・大型車が頻繁に通らないか 等
【視点2】通学路の交通安全が確保されているか
<ul style="list-style-type: none"> ・歩車道が区別され、防護設備（ガードレール・ガードパイプ等）があるか ・信号機や横断歩道が適切に設置されているか ・交通規制が適切に行われているか ・路面標示（グリーンベルト・カラー舗装等）が適切になされているか 等
【視点3】交通ルールが守られているか
<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制が守られているか（例：車両通行禁止の規制が守られている） ・駐車違反がないか ・歩道に障害物（放置自転車等）がないか 等

イ 合同点検箇所の選定

教育委員会は、学校からの報告を受け、危険箇所をとりまとめるとともに、とりまとめた危険箇所を推進体制へ報告・調整を行い、合同点検箇所を決定します。

ウ 合同点検の実施・対策の検討

教育委員会が合同点検の実施日程等を調整し、関係機関で合同点検を実施します。合同点検の際は、道路管理者および警察署から技術的助言を得ながら、歩道整備や信号設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じた具体的な対策案を協議・検討します。

ハード面の対策	ソフト面の対策
① 道路・歩道の整備等	① 児童への注意喚起
② ガードレール、ポール等の設置	② 児童への交通安全教育
③ 路面標示(区画線、カラー舗装等)の設置	③ 保護者、地域、学校等による街頭指導
④ 横断歩道の設置	④ スクールガード等による見守り活動
⑤ 標識、看板等の設置	⑤ 通学路の見直し 等
⑥ 安全確保等の用地買収 等	

【対策例】

① 道路・歩道の整備等



※ 歩行者の安全な通行空間を確保するために歩道を設置

② ガードレール, ポール等の設置



※ 歩車道境界部や交差点歩行者滞留部に, 歩行者の安全を確保するためのガードパイプを設置

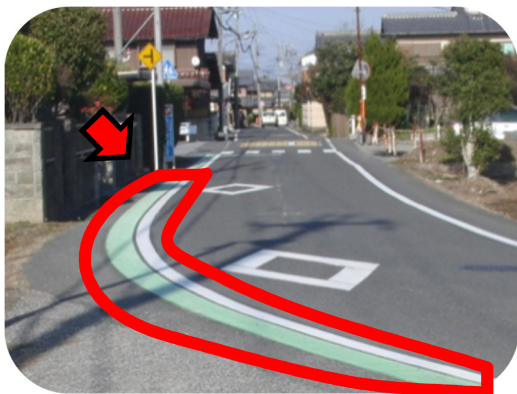


※ ドライバーに車道幅員を狭く見せることによる速度抑制や, 歩車道を分離することによる歩行者通行の安全性の向上を目的に外側線にポストコーンを設置

③ 路面標示（区画線，カラー舗装等）の設置

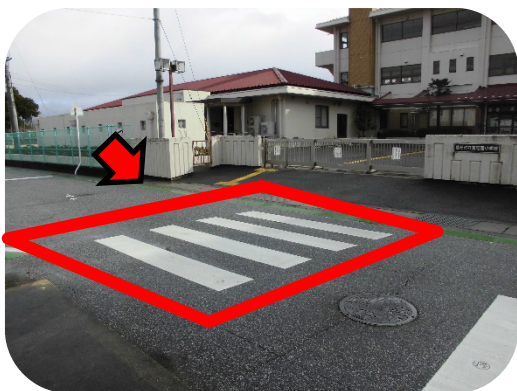


※ ドライバーに速度抑制や慎重な運転を促すために、注意すべき状況を予告する路面標示を設置



※ 歩行空間の確保および通行車両への注意喚起のために路側帯を設置・カラー化（グリーンベルト）

④ 横断歩道の設置



※ 交通量が多く、横断する歩行者が多い箇所に横断歩道を設置。また、ドライバーにさらなる注意喚起を促すために横断歩道をカラー化

⑤ 標識、看板等の設置



※ ドライバーに速度抑制や慎重な運転を促すために、注意すべき状況を予告する看板を設置

エ 対策案の作成

教育委員会は、合同点検の結果を踏まえ対策案を作成し、関係者に共有します。

(2) 対策の実施 (Do)

関係機関が連携を図りながら円滑に対策を実施します。

(3) 対策効果の把握 (Check)

対策実施後、学校等から聴き取り等を行い、その効果を把握します。

(4) 対策の改善・充実 (Action)

合同点検や聴き取り結果を踏まえて、通学路合同点検の改善や充実を図ります。また、必要に応じて、次年度にさらに別の安全対策が必要かどうかを関係機関と検討します。

5 対策箇所一覧表の共有

点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために、小学校区ごとに「対策一覧表」を作成し、公表します。